

条例改正の内容

1 条例名称の変更

名称を「熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例」に改めました。

2 小規模企業者の定義の追加（第2条第1項第2号）

小規模企業者の定義（中小企業基本法第2条第5項に規定するものをいい、個人事業者を含む。）を追加しました。

3 小規模企業の振興に関する基本理念の新設（第3条第2項）

「小規模企業の振興は、小規模企業者の経営資源に大きな制約があることを踏まえ、その活力が最大限に発揮され、事業の持続的な発展が図られることを旨として行わなければならない」旨の条文を追加しました。

4 小規模企業の振興に関する市の責務の追加（第4条第3項）

「市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努める」旨の条文を追加しました。

5 中小企業者等の努力規定の新設（第5条第5項・第6項）

第5項に「小規模企業者は、経済的社会的環境の変化に応じ、事業の持続的な発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努める」旨の条文を追加しました。

また、第6項に「小規模企業者以外の者であって、その事業に関し小規模企業と関係があるものは、市が行う小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努める」旨の条文を追加しました。

6 中小企業団体の役割の追加（第6条）

「中小企業団体は、中小企業者の事業活動を支援し、又は事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、第3条に規定する基本理念の実現に主体的に取り組み、特に小規模企業者に対しては、きめ細かな支援と対策を講じるよう努める」旨の条文を追加しました。

7 小規模企業の振興に関する施策の基本方針の新設（第9条第2項）

小規模企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、関係者相互の連携及び協力を推進し、その事業の持続的な発展を図ることができるよう、基本方針を第1号～第4号まで新設しました。

8 中小企業の振興に関する基本計画の策定（第13条）

「中小企業の振興に関する施策を計画的かつ効果的に実施するための基本的な計画を策定する」旨の条文を追加しました。